

- ④ 週4日目以降 30分未満の場合  
263点
- ロ 准看護師による場合
  - (1) 同一日に2人
    - ① 週3日目まで 30分以上の場合  
525点
    - ② 週3日目まで 30分未満の場合  
400点
    - ③ 週4日目以降 30分以上の場合  
625点
    - ④ 週4日目以降 30分未満の場合  
485点
  - (2) 同一日に3人以上
    - ① 週3日目まで 30分以上の場合  
263点
    - ② 週3日目まで 30分未満の場合  
200点
    - ③ 週4日目以降 30分以上の場合  
313点
    - ④ 週4日目以降 30分未満の場合  
243点

- ④ 週4日目以降 30分未満の場合  
268点
- ロ 准看護師による場合
  - (1) 同一日に2人
    - ① 週3日目まで 30分以上の場合  
530点
    - ② 週3日目まで 30分未満の場合  
405点
    - ③ 週4日目以降 30分以上の場合  
630点
    - ④ 週4日目以降 30分未満の場合  
490点
  - (2) 同一日に3人以上
    - ① 週3日目まで 30分以上の場合  
268点
    - ② 週3日目まで 30分未満の場合  
205点
    - ③ 週4日目以降 30分以上の場合  
318点
    - ④ 週4日目以降 30分未満の場合  
248点

I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料

【注の追加】

(追加)

注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。

I 0 1 6 精神科重症患者早期集中支